

証券コード 5729

2023年6月7日

株 主 各 位

東京都新宿区下宮比町3番2号

日本精鉱株式会社

代表取締役社長 植 田 憲 高

第128期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配をたまわり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会へのご来場につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況、開催日時点でのご自身の健康状態等をご考慮のうえ、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。敬具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
(受付開始 午前9時15分)
2. 場 所 東京都新宿区下宮比町3番2号
飯田橋スクエアビル 3階 TKP飯田橋ビジネスセンター
<末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。>

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第128期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第128期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 会計監査人選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定及び取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

4. 株主総会参考書類等の電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しております。なお、本招集ご通知については、会社法に基づく書面交付請求の有無にかかわらず、従来どおり、すべての株主の皆様それぞれにそれら情報を書面にてお送りいたします。

①当社ウェブサイト

以下URLまたはQRコードからアクセスいただき、「2023年3月期（第128期）」に掲載の資料をご確認ください。

<https://www.nihonseiko.co.jp/ir/meeting/>



②東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

以下URLまたはQRコードからアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「日本精鉱」または「コード」に「5729」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



5. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書面とインターネット行使により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

[書面（議決権行使書）による議決権行使の方法]

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の方法]

インターネットによる議決権行使に際しましては、4～5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに行使をお願いいたします。

なお、インターネット接続料、通信料等の費用は、株主様のご負担となりますので、予めご了承ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出お願い申し上げます。代理人によるご出席の場合、以下の各書面のご提供により、議決権を有する他の株主1名を代理人としてご出席いただくことが可能です。
- [個人の株主様]
- (1) 代理人本人の議決権行使書用紙
 - (2) 代理権を証する書面（委任をする株主本人の署名または記名押印のある委任状）
 - (3) 当該代理人に委任をする株主の議決権行使書用紙、もしくは、委任状に押印された印鑑の印鑑登録証明書、または、パスポート、運転免許証、健康保険証その他委任をする株主本人を確認するための公的書類の写し
- [法人の株主様]
- (1) 代理権を証する書面（法人代表者の署名または記名押印のある委任状または職務代行通知書）
 - (2) 当該代理人に委任をする株主の議決権行使書用紙または委任状・職務代行通知書に押印された代表印の印鑑登録証明書
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- （当社ウェブサイト <https://www.nihonseiko.co.jp>）
（東京証券取引所ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）
- 株主様への公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の配布はございません。何卒ご理解たまわりますようお願い申し上げます。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

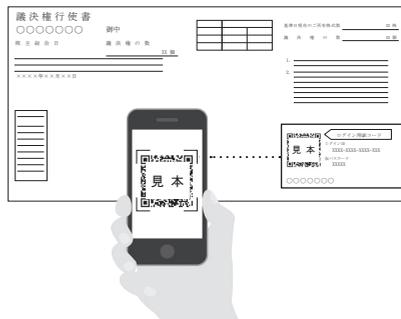
2023年6月28日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイト
〇〇〇〇 株式会社

議決権行使方法の選択

期：〇〇〇〇株式会社 〇月〇日
期日：平成35年 〇月〇日
株主番号：10000001
行使できる議決権の数：1000

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを推奨いたします。当社は、本画面の操作の仕方を説明した動画をお送りいたします。

会社概要
会社概要、および株主様ご自身の議決権について個別に案内も入力できる場合があります。

議決権行使へ

賛否ご入力へ

議決権行使内容へ

議決権行使内容へ

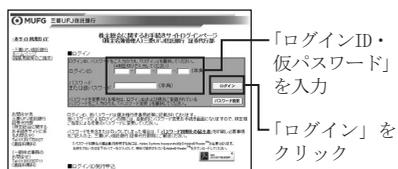
※議決権行使書用紙はイメージです。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

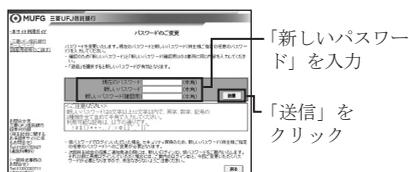
議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブサイト
にアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載
された「ログインID・仮
パスワード」を入力しク
リックしてください。



3 新しいパスワードを登録
する。



4 以降は画面の案内に従っ
て賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 当社グループの現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しの動きがみられました。一方、円安の進行やウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギー及び原材料価格の高止まり、供給面での制約、金融資本市場の変動などにより、不透明な状況が続いています。

当社グループを取り巻く事業環境は、社会経済活動の正常化が進む中、製造業の回復が続いていましたが、半導体不足などの影響で、自動車分野などの操業に一部支障が出ています。また、デジタルトランスフォーメーションの推進、IoTやAIの活用、5G対応端末の普及、自動車のEV化や電装化の流れなどを背景に電子部品のニーズは高まっていますが、スマートフォンやパソコンなどの民生機器向けでは、巣ごもり需要の反動減、物価高による買い控えなどから、需要が大きく減少いたしました。

このような環境下、当社グループは、「グループ力を発揮し、持続可能な事業の成長に向けて、チャレンジし続ける Challenge for Sustainable Growth」をスローガンとする2023年3月期から2025年3月期までの中期経営計画をスタートさせました。「グループ連携の強化」、「収益力の改善」、「新たな価値を生み出す事業の創出」、「魅力ある会社づくり」という基本方針のもと、高付加価値製品の生産能力の拡充、オープンイノベーション推進による新規事業創出、車載向け製品の取り組み強化、デジタル化による業務プロセスの効率化、サステナビリティ事業への取組み、多様な人財が活躍できる環境づくり、SDGs活動の推進などに取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は前年度比1,174百万円減収(6.9%減収)の15,923百万円、営業利益は同1,388百万円減益(63.4%減益)の802百万円、経常利益は同1,455百万円減益(64.8%減益)の791百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同1,059百万円減益(68.7%減益)の481百万円となりました。

セグメントごとの業況は次のとおりです。

[アンチモン事業]

同事業の原料であり、製品販売価格の基準ともなるアンチモン地金の国際相場は、主産地である中国において、ゼロコロナ政策の影響による行動制限などから主要産業の操業や消費市場も低迷し、需給が緩み、価格は弱含みとなっていました。しかし、コロナ緩和政策への転換後は需要回復期待から価格は下げ止まり、一旦は上昇に転じました。しかし需要回復のペースは緩やかで、旧正月後に弱含みとなりました。

当連結会計年度の平均価格は、トン当たり約12,900ドルとなり、前年度比約5%の上昇となりました。円建てでは前年度比で円安となったため、約26%の上昇となりました。

同事業の主製品である三酸化アンチモンには様々な用途があります。主たる用途は、プラスチック材料の難燃剤です。プラスチックは、自動車、家電、産業機械、住宅などに用いられる電化製品の電気絶縁材料として広く用いられていますが、一般に燃えやすい性質を持っています。そのようなプラスチックにハロゲン系難燃剤と共に三酸化アンチモンを添加することで、高い難燃性を付与して電気機器の短絡や劣化による発火のリスクを減らし、火災による人的被害や経済的損失を防止することに大きく貢献しています。

同事業の販売状況につきましては、国内市場での顧客の在庫調整の影響や海外市場での需要低迷により、販売数量は前年度比1,051トン減少（16.4%減少）の5,374トンとなりました。

その結果、同事業の当連結会計年度の売上高は、販売価格の上昇により、前年度比1,363百万円増収（16.3%増収）の9,737百万円となりました。セグメント利益は、同9百万円増益（1.3%増益）の781百万円となりました。

[金属粉末事業]

同事業の主原料である銅の国内建値は、当連結会計年度平均でトン当たり1,209千円となり、前年度比6.4%の上昇となりました。

同事業の主製品は、電子部品の導電材料向け銅およびその他の金属粉末、パワーインダクタ向けの鉄系合金粉、自動車部品や産業機械部品などに使用される焼結材料向けの金属粉末で、各種製品の高機能化や利便性に貢献しています。

電子部品向け金属粉末の販売状況につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務を中心としたテレワークの急速な普及や教育などのオンライン化への取組みが、スマートフォンやパソコンなどの通信機器端末の需要を拡大していましたが、オンライン需要が一巡すると共に、中国の都市封鎖、インフレ懸念による個人消費の抑制などの要因から需要が急激に落ち込んだため、大幅な受注減となり、販売数量は前年度比600トン減少（42.2%減少）の822トンとなりました。

粉末冶金向け金属粉末の販売状況につきましては、自動車分野での生産調整の影響を受けて、販売数量は前年度比431トン減少（25.0%減少）の1,290トンとなりました。

全体の販売数量は前年度比1,031トン減少（32.8%減少）の2,113トンとなりました。

その結果、同事業の当連結会計年度の売上高は、販売数量の減少により、前年度比2,538百万円減収（29.2%減収）の6,154百万円となりました。セグメント利益は、操業度低下や電力料金値上げによるコスト増加などの影響で同1,399百万円減益の11百万円のセグメント損失となりました。

[その他]

不動産賃貸事業等の当連結会計年度の売上高は31百万円、セグメント利益は21百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループが実施した設備投資の総額は598百万円でした。

アンチモン事業では、生産設備の更新・拡充、電気設備の更新、製造作業環境改善設備の導入等に174百万円の投資を行いました。

金属粉末事業では、生産設備の新設・更新・拡充等や増築に向けたインフラ整備等に423百万円の投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました資金調達の状況につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行が進められているなか、グローバル・サプライチェーンの混乱、地政学的リスク増大による原油及び原材料価格の高騰、金融資本市場の変動など不透明な状況が続いています。

このような事業環境において、当社グループは、2023年3月期から2025年3月期までの3カ年を活動期間とする中期経営計画を策定し、スタートさせております。本計画では「グループ力を発揮し、持続可能な事業の成長に向けて、チャレンジし続ける Challenge for Sustainable Growth」をスローガンに、「グループ連携の強化」、「収益力の改善」、「新たな価値を生み出す事業の創出」、「魅力ある会社づくり」という基本方針を定めております。この基本方針のもと、高付加価値製品の生産能力の拡充、オープンイノベーション推進による新規事業創出、デジタル化による業務プロセスの効率化を推進し、また、近年より重要性を増しているサステナビリティ事業への取組み、多様な人材が活躍できる環境づくり、SDGs活動の推進などを行っていくことで、企業価値の向上をめざしてまいります。

アンチモン事業につきましては、国内市場において、需要の縮小均衡、海外メーカーとの競争激化、更には特定化学物質障害予防規則（特化則）への対応などにより、厳しい事業環境が続いています。きめ細かい販売活動を実施し、品質の向上や新製品の開発などに努め、シェア拡大に取り組んでまいります。また、原料調達の見直しを強化すると共に、生産工程の見直しや自動化・省人化、業務プロセスの効率化などで生産性の改善を行い、コストダウンの実現を図ってまいります。

金属粉末事業につきましては、電子部品市場において、デジタル技術の進化や自動車の電装化などにより中長期的に需要の拡大が見込まれる一方、品質・機能・安定供給に対する要求水準が高まっています。こうした顧客ニーズに応えるために、生産能力の増強を行うと共に、高機能製品の開発と品質マネジメントシステムの強化を行ってまいります。また、自動化による生産の効率化、製品歩留まりの改善、継続的な原価低減の取組みなどを行い、収益力の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況の推移

区 分	第125期 (2019年度)	第126期 (2020年度)	第127期 (2021年度)	第128期 (2022年度)
売 上 高	10,913百万円	11,247百万円	17,097百万円	15,923百万円
営 業 利 益	448百万円	1,194百万円	2,191百万円	802百万円
経 常 利 益	433百万円	1,207百万円	2,246百万円	791百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	286百万円	813百万円	1,540百万円	481百万円
1株当たり当期純利益	117.25円	333.40円	631.45円	197.45円
総 資 産	10,784百万円	12,213百万円	14,840百万円	13,953百万円
純 資 産	7,286百万円	7,966百万円	9,298百万円	9,408百万円
1株当たり純資産	2,985.41円	3,264.29円	3,810.33円	3,855.56円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第127期(2021年度)連結会計年度の期首から適用しており、第127期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本アトマイズ加工株式会社	324,750千円	100%	金属粉末の製造・販売
日錦精礦(上海)商貿有限公司	5,880千円	100%	アンチモン製品の中国国内市場での販売

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業	事業内容
アンチモン事業	合成樹脂製品に難燃助剤として添加される三酸化アンチモン、ポリエステル重合触媒用として使用される三酸化アンチモン、ブレーキ減摩材として使われる三硫化アンチモン、耐熱性が求められる各種エンブレ樹脂の難燃用アンチモン酸ソーダ等の製造販売
金属粉末事業	電子部品用金属粉末（導電ペースト用の銅粉・貴金属粉やパワーインダクタ用軟磁性材としての鉄系合金粉等）、粉末冶金用金属粉末（精密モーター軸受用の青銅粉・黄銅粉・錫粉、自動車部品用の銅粉・青銅粉・黄銅粉等）等の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

名称	所在地
本社	東京都新宿区下宮比町3番2号
大阪営業所	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番11号 大同生命南館
中瀬製錬所	兵庫県養父市吉井1198

② 子会社の事業所

名称	所在地
日本アトマイズ加工株式会社	野田本社工場：千葉県野田市西三ヶ尾87番16 つくば工場：茨城県牛久市桂町2200番47
日錦精礦（上海）商貿有限公司	本社：上海市長寧区婁山関路83号新虹橋中心大廈2628B室

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
アンチモン事業	90	+3
金属粉末事業	155	+8

(注) 従業員数には、嘱託社員を含み、パートタイマー・人材派遣会社からの派遣社員は除いて記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
88	+3	45.3	18.5

(注) 従業員数には、嘱託社員を含み、パートタイマー・人材派遣会社からの派遣社員は除いて記載しております。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	970,000千円
株式会社みずほ銀行	300,000千円
株式会社商工組合中央金庫	130,000千円
株式会社伊予銀行	83,400千円
株式会社千葉興業銀行	70,000千円
株式会社滋賀銀行	70,000千円
株式会社三井住友銀行	62,500千円
日本生命保険相互会社	47,000千円

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,605,900株 (自己株式165,561株を含む。)
- (3) 株主数 1,667名
- (4) 大株主 (上位11名)

株主名	持株数	持株比率
福田金属箔粉工業株式会社	440千株	18.04%
株式会社川嶋	242	9.92
株式会社三光	242	9.92
株式会社三興企画	242	9.92
双日株式会社	132	5.41
富士興産株式会社	130	5.33
太陽鋳工株式会社	118	4.87
親和物産株式会社	67	2.75
三菱UFJ信託銀行株式会社	38	1.58
鈴木宏明	31	1.27
矢地節子	31	1.27

(注) 1. 当社は自己株式165,561株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式 (165,561株) を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	渡邊理史	日本アトマイズ加工株式会社 取締役
代表取締役社長	植田憲高	中瀬製錬所管掌 日本アトマイズ加工株式会社 取締役
専務取締役	若林武則	経理部・企画管理部管掌 兼 企画管理部長 日銚精礦（上海）商貿有限公司 董事長 日本アトマイズ加工株式会社 取締役
取締役	松田恭二	営業部管掌 兼 営業部長 日銚精礦（上海）商貿有限公司 董事
取締役	升野勝之	日本材料技研株式会社 顧問 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー 顧問
取締役	大西宏章	福田金属箔粉工業株式会社 取締役管理部長
常勤監査役	町田博治	日本アトマイズ加工株式会社 監査役
監査役	岡田民雄	－
監査役	五野隆由	双日株式会社 金属・資源・リサイクル本部 企画業務室 担当部長

- (注) 1. 取締役升野勝之氏及び大西宏章氏は、社外取締役であります。
なお、当社は升野勝之氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届出を行っております。
2. 監査役岡田民雄氏及び五野隆由氏は、社外監査役であります。
なお、当社は岡田民雄氏を東京証券取引所の上場規則で定める「独立役員」として同取引所に届出を行っております。
3. 当事業年度における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
渡邊理史	代表取締役社長 日本アトマイズ加工株式会社 取締役	取締役会長 日本アトマイズ加工株式会社 取締役	2022年6月29日
植田憲高	取締役 中瀬製錬所管掌 兼 中瀬製錬所長 日銚精礦（上海）商貿有限公司 董事	代表取締役社長 中瀬製錬所管掌 日銚精礦（上海）商貿有限公司 董事	2022年6月29日

植田 憲高	代表取締役社長 中瀬製錬所管掌 日錫精礦（上海）商貿有限公司 董事	代表取締役社長 中瀬製錬所管掌 日錫精礦（上海）商貿有限公司 董事 日本アトマイズ加工株式会社 取締役	2022年7月1日
植田 憲高	代表取締役社長 中瀬製錬所管掌 日錫精礦（上海）商貿有限公司 董事 日本アトマイズ加工株式会社 取締役	代表取締役社長 中瀬製錬所管掌 日本アトマイズ加工株式会社 取締役	2022年8月17日
若林 武則	常務取締役 経理部・企画管理部管掌 兼 企画管理部長 日錫精礦（上海）商貿有限公司 董事長 日本アトマイズ加工株式会社 取締役	専務取締役 経理部・企画管理部管掌 兼 企画管理部長 日錫精礦（上海）商貿有限公司 董事長 日本アトマイズ加工株式会社 取締役	2022年6月29日

(2) 役員の報酬等の額の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の方針について、以下の内容を取締役会において決議しております。

- ①取締役の報酬は月例報酬と賞与により構成する。ただし、社外取締役の報酬は、独立した立場で経営の監督・助言を行うという役割と責務から月例報酬のみとする。
 - ・月例報酬
月例の固定報酬として、役位、職責、貢献度等に応じて決定する。
 - ・賞与
年1回(株主総会終了後の1か月内)支給することがある。明確な業績連動報酬とはしていないが、支給の可否並びに支給額は、当社の業績や経営状況、社員の賞与水準等を総合的に勘案して決定する。
- ②月例報酬と賞与の割合は、経営状況等により大きく変動することから、定めを設けない。
- ③個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長が具体的内容について委任を受ける。その権限の内容は、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内における取締役各人別の月例報酬および賞与額の決定とする。但し、取締役会は、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬等の決定を行うにあたり、委員の半数以上を社外取締役で構成する諮問委員会に諮問し、助言・提言を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該助言・提言の内容に従い、決定をしなければならない。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			月例報酬	賞与	非金銭報酬等
取締役	6名	83,420千円	57,180千円	26,240千円	—
(うち社外取締役)	(2名)	(4,800千円)	(4,800千円)	(—)	(—)
監査役	3名	12,840千円	12,840千円	—	—
(うち社外監査役)	(2名)	(2,400千円)	(2,400千円)	(—)	(—)
合計	9名	96,260千円	70,020千円	26,240千円	—
(うち社外役員)	(4名)	(7,200千円)	(7,200千円)	(—)	(—)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員退職慰労金については、2008年6月27日開催の第113期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給について決議いただいております。当事業年度の引当計上はありません。
3. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第111期定時株主総会において年額92百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第121期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役(社外監査役を除く)の員数は1名です。
5. 賞与の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額を記載しております。
6. 取締役会は、代表取締役社長植田憲高に対し各取締役の月例報酬額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、諮問委員会に諮問し助言・提言を得るものとし、委任を受けた代表取締役社長は、当該助言・提言の内容に従い、決定しなければならないこととしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション契約)を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者は当社及び全ての当社子会社における全ての役員、顧問役・顧問、管理職従業員であり、保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の概要は、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補する内容であり、以下の行為に起因する損害等については填補の対象外としております。

- ・ 犯罪、不正、詐欺行為
- ・ 法令、規則、取締役法規に違反することを認識しながら行った行為
- ・ 違法に利益または便宜を得た行為

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役升野勝之氏は、日本材料技研株式会社の顧問及び株式会社ジャパンインベストメントアドバイザーの顧問を兼務しております。なお、両社それぞれと当社との間には特別な関係はありません。

社外取締役大西宏章氏は、福田金属箔粉工業株式会社の取締役管理部長を兼務しております。なお、福田金属箔粉工業株式会社は当社の主要株主であり当社発行済株式の18.04%（自己株式165,561株を含まない持株比率）を保有しております。

社外監査役五野隆由氏は、双日株式会社の金属・資源・リサイクル本部企画業務室 担当部長を兼務しております。なお、双日株式会社は当社の大株主であり当社発行済株式の5.41%（自己株式165,561株を含まない持株比率）を保有しており、また主要な取引先でもあります。

②当事業年度における主な活動状況

取締役 升野勝之氏

当事業年度開催の取締役会には13回開催中13回、任意の諮問委員会には2回開催中2回出席しており、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。特に、大手化学メーカーにおける取締役常務執行役員などの経験を踏まえ、取締役会では企業経営および研究開発分野などにおいて、客観的・専門的な視点から、会社経営や業務執行に対する助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会においては、役員の報酬及び指名に関して、独立かつ客観的な立場から意見を述べております。

取締役 大西宏章氏

当事業年度開催の取締役会には13回開催中13回、任意の諮問委員会には2回開催中2回出席しており、議案の審議において必要な発言を適宜行っております。特に、大手非鉄金属素材メーカーにおける取締役経理部長や管理部長などの経験を踏まえ、取締役会では企業経営および金属素材分野などにおいて、客観的・専門的な視点から、会社経営や業務執行に対する助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の諮問委員会においては、役員の報酬及び指名に関して、独立かつ客観的な立場から意見を述べております。

監査役 岡田民雄氏

当事業年度開催の取締役会には13回開催中12回出席し、また、監査役会には6回開催中6回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言等を行っております。

監査役 五野隆由氏

当事業年度開催の取締役会には13回開催中12回出席し、また、監査役会には6回開催中6回出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	25,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針について次のとおり決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役全員を以て構成し、法令・定款に定める職務のほか、当社取締役会規則に基づき、会社の業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督を行う。

監査役は取締役会に出席して取締役に対する意見聴取を行うほか、経営委員会等重要会議に出席して取締役の職務執行状況を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の「文書管理規程」第3章（文書の保管、保存及び廃棄）第8条（保存及び保存期間）別表－1に基づき、適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、「リスクマネジメント基本規程」に則り、当社が対象とする諸々のリスクに対して所定の関連規程、マニュアル等に基づく実践を通じて事業の継続、安定的発展を確保していく。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では現在、取締役及び部長クラスにオブザーバーとして常勤監査役を加えたメンバーを構成員とした経営委員会を設置し、会社経営の全般的執行方針及び重要な経営施策事項について審議、基本方針の決定を行い、それを踏まえて法令並びに当社取締役会規則で定められた事項については取締役会でさらに審議し、決議を行うこととしている。

取締役会並びに経営委員会とも人数的にも十分な議論を尽くしての意思決定が可能であり、内部統制機能も十分働いていると判断する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、既に品質管理システムの国際規格であるISO9001及び環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しており、関係法規の遵守並びに業務の効率性の追求は、それらの認証の維持活動を通じて行っている。なお、活動の成果についての検証は、定期的に行われる外部認証機関による審査及び内部監査によってなされている。また、コンプライアンスの徹底の一環として、グループ全体の役職員を対象とした「インサイダー取引防止規程」を制定し、役職員の関連法規遵守についての責務を定めている。

当社の規模に相応した体制として、ISO関連の諸規定を遵守し、稟議規程並びに個別権限基準に基づくシステムの適正な管理と運用を企画管理部が行い、監査役が監視するという現行の体制で臨んでいくこととする。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における開示情報の適正性の確保については、当社はグループ経営理念として「法令・規則を遵守し、適時・適切な企業情報の開示を心がけ、公明正大で透明性の高い経営を推進することで、お取引先様や株主様の信用を得られるようにたゆむことなく努力する」ことを掲げている。

この理念の下に、開示する情報については今後とも経営委員会あるいは取締役会で審議、承認、報告の手続きを経ることとし、取締役は信頼性のある財務報告の提供が企業としての責務であるという認識を絶えず持ち続ける。

また、当社子会社のガバナンスについては、当社から取締役並びに監査役を派遣し、子会社の取締役会に出席するとともに、経営上のリスク発生の可能性が見られると判断された場合には、当社から派遣された取締役や監査役を通じて、子会社全体、あるいは特定部門に対して重点的な内部監査を行う仕組みが確保されており、子会社の経営を十分管理、監督できている。

さらに、毎月1回当社経営委員会メンバーに対する事業報告会を開催しており、経営状況を把握する体制も確保できている。

従い、今後とも現在の体制を維持していくこととする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

将来監査役が補助使用人を求めた場合は、その必要度に応じて最適な組織を取締役と監査役会が協議のうえ決定する。

使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の人事については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定し、当該使用人は取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑧ 取締役・使用人が監査役（又は監査役会）に報告をするための体制、その他の監査役（又は監査役会）への報告に関する体制

監査役（常勤監査役）は、取締役会のみならず、会社の重要な経営政策事項を審議する経営委員会にオブザーバーとして出席する他、社内での主要会議にも出席している。また、社内稟議書は全て監査役の閲覧を経る体制となっており、監査役に必要な報告がなされている現行体制を維持する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会、経営委員会その他重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けている。さらに、受注、生産、在庫、原価計算等に関する情報を網羅したコンピュータデータベースにアクセスできる体制となっており、また社内イントラネットにより、生産上並びに営業上の日々の主要な情報を入手でき、顧客からのクレーム情報も文書にて常勤監査役に回付されることになっている。

上記のとおり、監査を実施するにあたっての基本情報が十分提供される体制となっているので、現行のシステムを維持する。

また、取締役と監査役とのコミュニケーションについては、両者の緊張関係を維持しながら、定例の社内主要会議での意見交換のみならず、都度必要に応じて意見交換の場を設営することとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応する。

当社は、この基本的な考え方について役員及び全社員へ周知徹底を図り、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署を企画管理部とし、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携して対応することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

② 監査役の職務執行

監査役は監査役会で定めた監査方針等に従って監査を実施しております。取締役会、経営委員会、その他の重要な会議に出席し、適宜意見表明を行い、決算書類や決裁済稟議書等の重要な書類を閲覧し、会計監査人との意見交換会を実施し、取締役の職務執行に関する不正の行為、法令・定款に違反する行為等を監視しております。

③ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制事務局は「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、この方針に基づいた監査及びウォークスルー等を行い、当社グループの財務報告に係る信頼性の向上を図っております。

④ リスク管理体制

事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践が可能となるようにすることを目的に「リスクマネジメント基本規程」の他、「内部通報制度規程」「特定個人情報取扱規程」「情報管理規程」を制定し、リスク管理体制の強化を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の株主の在り方に関する基本方針

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるべきものと考えております。従いまして、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。また、当社は、資本市場のルールに則り、株式を買い付ける行為それ自体を否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、取引先、債権者等の利害関係者との関係を損ね、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは「環境と安全そして成長を最重要課題と認識し、社会との共存を図り、より豊かで快適な生活環境を創るために必要な物づくりの一翼を担うことに、誇りを持って、たゆむことなく、挑み続ける」ことを基本理念としております。

また、株主各位をはじめ、取引先、従業員、社会という全ての利害関係者から支持を得て、企業の経済的価値の向上とともに、社会的責任や環境保全の責務を果たすことが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益の確保、向上に繋がるという認識に立ち、経営にあたっております。上記の企業努力にもかかわらず、一部の株主の利益を優先する動きが生じる場合など、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれるおそれがある行為に対しては、当社は企業価値・株主共同の利益の維持・向上の観点から、金融商品取引法など関係する法令に従い、当社株式の大量買付行為等については是非を株主が適切に判断するために必要かつ十分な情報の開示を求めるとともに、その検討の為に必要な時間の確保に努めるなど、関係法令によって許容される合理的な対抗措置を講じます。

なお、当社は、2016年6月まで、いわゆる買収防衛策を導入していましたが、現在は導入していません。

(3) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿っており、株主各位の共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断します。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への安定した利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、企業体質の改善に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上に努めています。

配当につきましては、業績、事業投資計画、財務状況、成長のための内部留保などを総合的に勘案しながら、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針とし、連結配当性向25%を目安に、安定的・継続的に行うように努めていきます。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対処するため、成長力の維持および競争力強化など企業価値向上に資する様々な投資に活用していきます。

当期の配当金につきましては、上記方針に基づき、中間配当は一株当たり60.0円を実施し、期末配当は一株あたり60.0円の場合を株主総会にお諮りさせていただきます。

連結貸借対照表

(単位：千円)

期 別 科 目	前連結会計年度 2022年 3月31日現在	当連結会計年度 2023年 3月31日現在	期 別 科 目	前連結会計年度 2022年 3月31日現在	当連結会計年度 2023年 3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	9,793,667	8,829,084	流動負債	4,510,626	3,467,328
現金及び預金	3,085,883	2,276,200	支払手形及び買掛金	1,534,757	954,696
受取手形及び売掛金	2,755,550	2,539,247	電子記録債務	285,391	206,838
商品及び製品	1,920,393	1,815,975	短期借入金	1,343,000	1,445,200
仕掛品	371,838	322,846	未払金	258,242	200,393
原材料及び貯蔵品	1,427,658	1,566,420	リース債務	26,859	27,078
その他	241,181	316,914	未払法人税等	541,744	75,782
貸倒引当金	△8,838	△8,521	賞与引当金	210,630	161,545
			役員賞与引当金	44,961	26,240
固定資産	5,046,406	5,124,839	その他	265,040	369,552
有形固定資産	4,469,011	4,561,560	固定負債	1,030,855	1,077,724
建物及び構築物	1,728,126	1,717,767	長期借入金	249,500	287,700
機械装置及び運搬具	664,198	781,691	リース債務	355,136	328,057
工具、器具及び備品	147,498	96,024	繰延税金負債	-	54,985
土地	1,436,191	1,436,191	退職給付に係る負債	365,219	350,770
リース資産	346,518	320,747	資産除去債務	37,183	37,607
建設仮勘定	146,478	209,137	その他	23,815	18,603
無形固定資産	111,046	149,773	負債合計	5,541,481	4,545,052
投資その他の資産	466,348	413,505	(純資産の部)		
投資有価証券	146,588	134,489	株主資本	9,255,020	9,370,743
退職給付に係る資産	48,422	45,565	資本金	1,018,126	1,018,126
繰延税金資産	114,009	79,142	資本剰余金	564,725	564,725
その他	157,327	154,307	利益剰余金	7,826,337	7,942,134
			自己株式	△154,168	△154,242
			その他の包括利益累計額	43,571	38,127
			その他有価証券評価差額金	35,964	27,567
			為替換算調整勘定	7,607	10,560
資産合計	14,840,073	13,953,923	純資産合計	9,298,591	9,408,871
			負債及び純資産合計	14,840,073	13,953,923

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別		前連結会計年度 (自 2021年 4月 1日) (至 2022年 3月 31日)		当連結会計年度 (自 2022年 4月 1日) (至 2023年 3月 31日)	
売 上 高				17,097,801		15,923,384
売 上 原 価				13,814,962		13,998,363
売 上 総 利 益				3,282,838		1,925,020
販売費及び一般管理費				1,091,287		1,122,043
営 業 利 益				2,191,550		802,976
営 業 外 収 益						
受 取 利 息		1,097			999	
受 取 配 当 金		2,556			3,252	
為 替 差 益		19,766			-	
受 取 保 険 金		31,812			9,977	
債 務 時 効 益		11,815			-	
保 険 解 約 返 戻 金		-			5,050	
そ の 他		17,011		84,059	6,454	25,733
営 業 外 費 用						
支 払 利 息		15,390			17,229	
為 替 差 損		-			9,117	
休 止 鉱 山 費 用		9,856			9,332	
そ の 他		3,784		29,030	1,551	37,230
経 常 利 益				2,246,578		791,479
特 別 利 益						
固 定 資 産 売 却 益		1,387		1,387	59	59
特 別 損 失						
固 定 資 産 除 却 損		4,074		4,074	1,258	1,258
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益				2,243,891		790,280
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				744,106		214,875
法 人 税 等 調 整 額				△41,205		93,554
当 期 純 利 益				1,540,990		481,850
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益				1,540,990		481,850

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,018,126	564,725	7,826,337	△154,168	9,255,020
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△366,054		△366,054
親会社株主に帰属する 当期純利益			481,850		481,850
自己株式の取得				△73	△73
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	115,796	△73	115,722
当 期 末 残 高	1,018,126	564,725	7,942,134	△154,242	9,370,743

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	35,964	7,607	43,571	9,298,591
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△366,054
親会社株主に帰属する 当期純利益				481,850
自己株式の取得				△73
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△8,396	2,953	△5,443	△5,443
当 期 変 動 額 合 計	△8,396	2,953	△5,443	110,279
当 期 末 残 高	27,567	10,560	38,127	9,408,871

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

イ. 連結子会社の数 2社

ロ. 連結子会社の名称

日本アトマイズ加工(株)

日錫精礦(上海)商貿有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社の日錫精礦(上海)商貿有限公司の決算日は12月31日であります
が、決算日の差異が3ヶ月を超えていないため、連結計算書類の作成にあたっては、
同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重
要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、国内連結子会社の日本アトマイズ加工(株)の決算日は、連結決算日と同一であ
ります。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法
により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法)を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016
年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用して
おります。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4～50年

機械装置及び運搬具 4～7年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づ
く定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、アンチモン事業と金属粉末事業を主な事業として取り組んでおります。これらの商品又は製品の販売については、商品又は製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足され、収益を認識しております。

国内売上高は、主として引渡時に商品又は製品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」の第98項を適用し、出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であると判断して、出荷時に収益を認識しております。ただし、顧客と締結した契約書において、商品又は製品の所有権の移転が検収時となる取引に関しては、検収時に収益を認識しております。また、海外売上高は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

ハ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。なお、前連結会計年度の「保険解約返戻金」は4,466千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,815,975千円
仕掛品	322,846千円
原材料及び貯蔵品	1,566,420千円

※当連結会計年度における棚卸資産評価損の金額は11,226千円(△は戻入額)となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

棚卸資産は、取得原価で計上しておりますが、連結会計年度末における正味売却価額が取得原価を下回る場合は、収益性が低下したと判断し、当該正味売却価額を棚卸資産の帳簿価額とし、取得原価との差額を棚卸資産評価損として売上原価に計上しております。

②主要な仮定

正味売却価額は、連結会計年度末時点における最新の製造・販売実績を基礎として見積もっております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

正味売却価額の見積り等については、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 9,879,069千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,605,900	—	—	2,605,900
自己株式				
普通株式	165,537	24	—	165,561

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	219,632	90.0	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	146,421	60.0	2022年9月30日	2022年12月2日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年6月29日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	146,420	利益剰余金	60.0	2023年3月31日	2023年6月30日

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、将来の為替の変動及び金利の変動によるリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行いません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外売上に伴う外貨建ての営業債権については、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務並びに未払金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部、原料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は主に営業取引及び設備投資に係る資金調達で、返済期日は最長で3年4カ月後であります。変動金利の借入金は、金利変動のリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替変動リスクの回避を目的とした先物為替予約であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク(取引先の契約不履行等に関するリスク)の管理

当社は、与信管理実施要領に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日管理及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社についても、当社の与信管理実施要領に準じた方法による管理を行っております。デリバティブ取引については、取引相手先を、信用力のある大手金融機関に限定しているため、信用リスクはきわめて低いと認識しております。

ロ.市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、為替の変動によるリスクを回避するために先物為替予約を行っております。投資有価証券の時価については、定期的の時価や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引の執行・管理に関しては担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ.資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため時価は帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	134,489	134,489	—
資産計	134,489	134,489	—
長期借入金	287,700	287,733	33
負債計	287,700	287,733	33
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	△1,490	△1,490	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	△1,490	△1,490	—

(注) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

イ. 通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	187,437	—	△1,490	△1,490
	合 計	187,437	—	△1,490	△1,490

②ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 デリバティブ取引	134,489	—	—	134,489
通貨関連	—	△1,490	—	△1,490
資産計	134,489	△1,490	—	132,999

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	287,733	—	287,733
負債計	—	287,733	—	287,733

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券はすべて上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は通貨関連取引（為替予約）であり、その時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。入手した価格に使用されたインプットに基づき、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、東京都においてオフィスビル（借地権を含む）、兵庫県において遊休土地を有しており、オフィスビルの一部を賃貸しております。2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、20,925千円であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当該連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価(千円)
当連結会計年度 期首残高(千円)	当連結会計年度 増減額(千円)	当連結会計年度末 残高(千円)	
36,946	△1,366	35,580	334,425

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度の減少額は減価償却によるものであります。

(注) 3. 当連結会計年度末の時価は、オフィスビルについては社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、遊休土地については、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。但し、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	アンチモン 事業	金属粉末 事業	計		
アンチモン製品	9,659,175	—	9,659,175	—	9,659,175
電子部品向け 金属粉末	—	3,478,590	3,478,590	—	3,478,590
粉末冶金向け 金属粉末	—	2,642,653	2,642,653	—	2,642,653
その他	78,334	33,079	111,414	2,353	113,768
顧客との契約から 生じる収益	9,737,510	6,154,323	15,891,834	2,353	15,894,188
その他の収益	—	—	—	29,196	29,196
外部顧客への 売上高	9,737,510	6,154,323	15,891,834	31,549	15,923,384

(注) 上記の報告セグメントに含めていない、不動産賃貸事業等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表1. (3) ④ロ。」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	1,128	—
売掛金	2,754,422	2,539,247
契約負債	28,752	35,052

(注) 契約負債は、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

契約負債は、アンチモン事業及び金属粉末事業において、顧客から受け取った商品又は製品代金の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、28,752千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載しておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,855.56円
1株当たり当期純利益	197.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	481,850千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	481,850千円
普通株式の期中平均株式数	2,440,355株

貸借対照表

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 2022年 3月31日現在	当事業年度 2023年 3月31日現在	期 別 科 目	前事業年度 2022年 3月31日現在	当事業年度 2023年 3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	5,241,025	5,302,310	流動負債	2,222,569	1,906,561
現金及び預金	1,113,317	954,064	買掛金	781,297	451,082
受取手形	1,128	-	短期借入金	909,000	1,013,200
売掛金	2,066,935	2,057,812	未払金	100,997	85,772
商品及び製品	1,112,311	1,214,984	未払費用	41,336	46,313
原材料及び貯蔵品	922,397	1,074,060	未払法人税等	262,471	75,782
前払費用	7,978	6,633	未払消費税等	-	101,054
その他	24,883	2,643	預り金	3,795	3,991
貸倒引当金	△7,926	△7,887	前受収益	4,690	2,879
固定資産	2,155,267	2,135,567	賞与引当金	96,930	98,745
有形固定資産	1,033,802	1,043,215	役員賞与引当金	21,960	26,240
建物	532,461	505,997	その他	90	1,499
構築物	149,981	149,876	固定負債	497,131	538,172
機械及び装置	185,545	309,718	長期借入金	217,500	287,700
車両運搬具	1,807	1,256	退職給付引当金	223,832	199,461
工具、器具及び備品	23,142	17,885	資産除去債務	31,983	32,407
土地	9,015	9,015	長期預り保証金	18,603	18,603
建設仮勘定	131,849	49,466	長期未払金	5,212	-
無形固定資産	41,679	41,462	負債合計	2,719,700	2,444,734
借地権	30,875	30,875	(純資産の部)		
ソフトウェア	9,496	9,317	株主資本	4,640,986	4,965,901
その他	1,307	1,269	資本金	1,018,126	1,018,126
投資その他の資産	1,079,785	1,050,889	資本剰余金	564,725	564,725
投資有価証券	143,915	131,864	資本準備金	564,725	564,725
関係会社株式	731,700	731,700	利益剰余金	3,212,303	3,537,292
出資金	10	10	利益準備金	104,512	104,512
関係会社出資金	43,986	43,986	その他利益剰余金	3,107,791	3,432,780
長期前払費用	4,036	4,537	資産圧縮積立金	20,424	19,597
繰延税金資産	89,227	79,142	特別償却準備金	5,100	2,868
会員権	10,346	5,746	別途積立金	640,390	640,390
その他	56,563	53,903	繰越利益剰余金	2,441,875	2,769,923
			自己株式	△154,168	△154,242
			評価・換算差額等	35,606	27,242
			その他有価証券評価差額金	35,606	27,242
資産合計	7,396,293	7,437,878	純資産合計	4,676,592	4,993,144
			負債及び純資産合計	7,396,293	7,437,878

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(単位：千円)

期 別	前事業年度 (自 2021年 4月 1日) (至 2022年 3月 31日)		当事業年度 (自 2022年 4月 1日) (至 2023年 3月 31日)	
科 目				
売 上 高		8,195,412		9,576,609
売 上 原 価		6,876,383		8,217,688
売 上 総 利 益		1,319,029		1,358,920
販売費及び一般管理費		523,055		565,127
営 業 利 益		795,973		793,793
営 業 外 収 益				
受取利息及び受取配当金	249,617		136,105	
そ の 他	59,247	308,864	13,175	149,280
営 業 外 費 用				
支 払 利 息	11,688		12,105	
休 止 鉱 山 費 用	9,856		9,332	
そ の 他	1,322	22,866	1,598	23,036
経 常 利 益		1,081,971		920,036
特 別 損 失				
固 定 資 産 除 却 損	4,074		1,258	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,077,896		918,778
法人税、住民税及び事業税		297,059		213,962
法 人 税 等 調 整 額		△32,355		13,773
当 期 純 利 益		813,192		691,043

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 金		利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 金	資 本 金		資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,018,126	564,725	564,725	104,512	20,424	5,100	640,390	2,441,875	3,212,303
当 期 変 動 額									
資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩					△ 827			827	—
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩						△ 2,231		2,231	—
剰 余 金 の 当 配								△ 366,054	△ 366,054
当 期 純 利 益								691,043	691,043
自 己 株 式 の 取 得									
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)									
当 期 変 動 額 計	—	—	—	—	△ 827	△ 2,231	—	328,047	324,988
当 期 末 残 高	1,018,126	564,725	564,725	104,512	19,597	2,868	640,390	2,769,923	3,537,292

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△ 154,168	4,640,986	35,606	35,606	4,676,592
当 期 変 動 額					
資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—			—
特 別 償 却 準 備 金 の 取 崩		—			—
剰 余 金 の 当 配		△ 366,054			△ 366,054
当 期 純 利 益		691,043			691,043
自 己 株 式 の 取 得	△ 73	△ 73			△ 73
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)			△ 8,363	△ 8,363	△ 8,363
当 期 変 動 額 計	△ 73	324,915	△ 8,363	△ 8,363	316,551
当 期 末 残 高	△ 154,242	4,965,901	27,242	27,242	4,993,144

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7～50年
機械及び装置	7年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

但し、当事業年度における該当事項はありません。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、従業員賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

当社は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、アンチモン事業を主な事業として取り組んでおります。これらの商品又は製品の販売については、商品又は製品に対する支配が顧客に移転した時点で履行義務が充足され、収益を認識しております。

国内売上高は、主として引渡時に商品又は製品に対する支配が顧客へ移転し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」の第98項を適用し、出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であると判断して、出荷時に収益を認識しております。ただし、顧客と締結した契約書において、商品又は製品の所有権の移転が検収時となる取引に関しては、検収時に収益を認識しております。また、海外売上高は、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づき、リスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

なお、取引に関する支払条件については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,214,984千円
原材料及び貯蔵品	1,074,060千円

※当事業年度における棚卸資産評価損の金額は4,826千円(△は戻入額)となります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報「連結注記表3.(2)」の内容と同一であります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,018,061千円
- (2) 関係会社に対する短期金銭債務 4,746千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売 上 高	7,808千円
仕 入 高	844,180千円
販売費及び一般管理費	1,260千円
営業取引以外の取引高	141,930千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
自己株式				
普通株式	165,537	24	—	165,561

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産

賞与引当金	30,216千円
退職給付引当金	47,092千円
資産除去債務	9,474千円
その他	30,261千円
繰延税金資産小計	117,044千円
評価性引当額	△15,688千円
繰延税金資産計	101,355千円

繰延税金負債

資産圧縮積立金	8,640千円
特別償却準備金	1,264千円
その他	12,307千円
繰延税金負債計	22,213千円
繰延税金資産純額	79,142千円

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表1.(4)」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,046.09円
1株当たり当期純利益	283.17円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益	691,043千円
普通株式に係る当期純利益	691,043千円
普通株式の期中平均株式数	2,440,355株

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

日本精鋳株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 一彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 寿郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精鋳株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精鋳株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

個別の計算書類等に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

日本精鋳株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 一彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鹿島 寿郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精鋳株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役も兼務しており、取締役会等に出席するとともに、取締役等と意思疎通及び情報の交換を図るほか、重要な決裁書類等を閲覧し、事業及び経営管理の状況を把握いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

日本精鉱株式会社 監査役会

常勤監査役 町 田 博 治 ㊞

社外監査役 岡 田 民 雄 ㊞

社外監査役 五 野 隆 由 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への安定した利益還元を重要な経営方針の一つとして位置付けており、企業体質の改善に取り組み、持続的な成長と企業価値の向上に努めています。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- | | |
|--|--------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | |
| 当社普通株式1株当たり金 | 60円 |
| 総額 | 146,420,340円 |
| なお、中間配当を60円実施しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり120円となります。 | |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2023年6月30日 |

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	うえだ のりたか 植田 憲高 (1962年4月6日生)	1987年4月 当社 入社 2003年4月 当社 営業部 営業第一課長 2012年1月 当社 営業部長 2016年1月 日錦精礦（上海）商貿有限公司 総経理 2019年5月 当社 中瀬製錬所長 2019年6月 当社 取締役 兼 中瀬製錬所長 2019年7月 日錦精礦（上海）商貿有限公司 董事 2022年6月 当社 代表取締役社長 中瀬製錬所 管掌（現任） 2022年7月 日本アトマイズ加工株式会社 取締役（現任）	1,980株
(取締役候補者とした理由) 植田憲高氏は、入社以来、営業部長、中国現地法人総経理を歴任した後、2019年に取締役に就任し中瀬製錬所担当役員を務めるなど、豊富な経験と実績を有しております。2022年からは当社の代表取締役に就任して経営全般の執行・管理・監督を担ってきました。こうした経験と実績を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断し、候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	わかばやし たけのり 若林武則 (1957年1月24日生)	1983年4月 日本歯研工業株式会社 入社 1986年2月 当社 入社 2012年1月 当社 中瀬製錬所長 2014年6月 当社 取締役 兼 中瀬製錬所長 2016年6月 日鋳精礦(上海)商貿有限公司 董事 2019年5月 日本アトマイズ加工株式会社 取締役(現任) 2019年6月 当社 常務取締役 経理部管掌 兼 企画管理部長 2019年7月 日鋳精礦(上海) 商貿有限公司 董事長(現任) 2022年6月 当社 専務取締役 経理部管掌 兼 企画管理部長(現任)	3,494株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>若林武則氏は、入社以来、中瀬製錬所において、研究開発、品質保証の部署に在籍、製錬所長を歴任し、2014年に取締役に就任いたしました。中瀬製錬所担当役員として、製錬所の安定的・効率的な運営に尽力した後、2019年からは企画管理及び経理の担当役員を務めており、豊富な経験と実績を有しております。こうした経験と実績を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断し、候補者いたしました。</p>			
3	まつだ きょうじ 松田恭二 (1963年4月29日生)	1986年3月 当社 入社 2003年4月 当社 大阪営業所長 2009年4月 当社 営業部次長 兼 大阪営業所長 2016年1月 当社 営業部長 兼 営業課長 2019年7月 日鋳精礦(上海) 商貿有限公司 董事(現任) 2021年6月 当社 取締役 兼 営業部長(現任)	614株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>松田恭二氏は、入社以来、営業部、中瀬製錬所技術課に在籍した後、大阪営業所長、営業部長を歴任し、2021年に取締役に就任し、営業部担当役員を務め、国内外での製品販売などの豊富な経験や実績、並びに、幅広い顧客人脈を有しております。こうした経験と実績を踏まえて、引き続き、取締役として適任と判断し、候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 生 年 月 日	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
4	おおにし よしたろう 大西芳太郎 (1962年6月15日生)	1987年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式 会社） 入社 2006年10月 双日株式会社 東京機能化学品部 アド・サーファクタント課長 2007年5月 双日タイ会社 化学品部長 2013年4月 双日株式会社 環境資材本部 関西事業部 副部長 2015年4月 同社 化学本部 関西事業部長 2018年11月 同社 化学本部 本部長補佐 2021年4月 当社 入社 企画管理部 部長代理 2022年4月 当社 理事・企画管理部付 部長 （現任）	272株
（取締役候補者とした理由） 大西芳太郎氏は、大手総合商社の化学品部門に在籍し、海外勤務や化学本部の本部長補佐を歴任し、事業活動に携わるなど、豊富な経験や実績を有しております。また、当社入社以来、企画管理部の部長職を務めており、こうした経験と実績を踏まえて、取締役として適任と判断し、候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 生 年 月 日	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
5	ま す の か つ ゆ き 升 野 勝 之 (1952年7月24日生)	1980年4月 徳山曹達株式会社(現 株式会社 トクヤマ) 入社 2002年4月 株式会社トクヤマ ファインケミカ ル営業部長 2006年4月 同社 理事・機能材料部門副部門長 2009年1月 同社 理事・機能材料部門長 2010年6月 同社 取締役研究開発部門長 2011年6月 同社 常務執行役員研究開発部門長 2013年6月 同社 取締役常務執行役員 2015年6月 同社 顧問 2016年3月 ダブル・スコープ株式会社 社外取締役 2016年7月 日本材料技研株式会社 顧問 2017年3月 同社 事業部長 2017年6月 当社 社外取締役(現任) 2021年12月 株式会社ジャパンインベストメント アドバイザー 顧問(現任) 2022年4月 日本材料技研株式会社 顧問 (現任)	768株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>升野勝之氏は、大手化学メーカーにおいて取締役常務執行役員などの職責を担い、企業経営および研究開発分野などに関する豊富な経験と実績を有しております。2017年から当社社外取締役を務めていただいております。また、2022年に設置された諮問委員会では、委員として独立かつ客観的な立場から意見をいただいております。こうした経験と実績を踏まえ、引き続き、社外取締役として適任と判断し、候補者いたしました。</p> <p>同氏には、企業経営などに関する幅広い見識と客観的な立場から、会社経営や業務執行に対する助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を期待しております。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
6	おおにし ひろあき 大西宏章 (1958年5月28日生)	1984年4月 福田金属箔粉工業株式会社 入社 2005年3月 同社 金属粉営業部長 2010年4月 同社 経理部長 2015年3月 同社 取締役経理部長 2019年6月 当社 社外取締役(現任) 2021年3月 福田金属箔粉工業株式会社 取締役管理部長(現任)	一株
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>大西宏章氏は、大手非鉄金属素材メーカーにおいて取締役経理部長などの職責を担い、企業経営および金属素材分野に関する豊富な経験と実績を有しております。2019年から当社社外取締役に務めていただいております、また、2022年に設置された諮問委員会では、委員として独立かつ客観的な立場から意見をいただいております。こうした経験と実績を踏まえ、引き続き、社外取締役として適任と判断し、候補者といたしました。</p> <p>同氏には、企業経営などに関する幅広い見識と客観的な立場から、会社経営や業務執行に対する助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を期待しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者大西芳太郎氏は、新任の取締役候補者であります。
3. 候補者升野勝之氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
4. 当社は升野勝之氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、同氏を引き続き東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
5. 候補者大西宏章氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏は現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
6. 所有する当社の株式数については、2023年3月31日現在の日本精鉱グループ役員持株会または日本精鉱グループ従業員持株会における持分を含んでおります。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロジェクトン契約)を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為(ただし、犯罪、不正等によるものを除く)に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役岡田民雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたっては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ふくいとしひろ 福井利弘 (1958年4月7日生)	1982年4月 丸善石油化学株式会社 入社 2003年7月 同社 経理部 財務グループリーダー 2006年7月 同社 購買部長 2009年7月 同社 基礎化学品本部 基礎化学品一部長 2012年7月 丸善油化商事株式会社 代表取締役社長 2017年7月 コスモ・バイオ株式会社 執行役員 財務部長 2019年4月 同社 執行役員 財務部担当 2020年4月 同社 執行役員 総務部担当 2021年4月 同社 総務部人事ユニット顧問	一株
(社外監査役候補者とした理由) 福井利弘氏は、大手石油化学メーカーや専門商社での長年の経験を通じて、財務を始め管理部門や経営全般に関する見識を有しており、監査役として中立的・客観的な視点から経営の監視・監督や適切な意見・助言をいただけるものとして、社外監査役候補者といたしました。		

(注)1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者は新任の社外監査役候補者であります。

3. 候補者は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(マネジメントリスクプロテクション契約)を保険会社との間で締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為(ただし、犯罪、不正等によるものを除く)に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定していません。

【ご参考】当社の取締役会のスキルマトリックス

当社の取締役会は、当社グループの基本理念及び経営理念に基づき、当社グループの企業価値の向上に貢献でき、各分野における豊富な経験と幅広い見識を有する人材を選定し構成します。第2号議案及び第3号議案が原案通り可決されますと、当社の取締役及び監査役のスキルの状況は次の通りとなります。

区分	氏名	企業経営	業界知識	グローバル 経験	営業 マーケティング	製造 開発	財務 会計	人事 労務	法務 コンプライ アンス
取 締 役	植田 憲高	○	○	○	○	○		○	
	若林 武則	○	○			○	○	○	○
	松田 恭二	○	○		○				
	大西 芳太郎	○		○	○		○	○	○
	升野 勝之●	○	○	○	○	○	○		
	大西 宏章●	○				○		○	
監 査 役	町田 博治	○	○	○	○				○
	五野 隆由●	○		○	○		○		
	福井 利弘●	○			○		○	○	

- (注) 1. 氏名の後に●印のある者は社外取締役または社外監査役であります。
 2. 各取締役・監査役のスキル評価は、経験上保有しているスキル及び現在の役割と照らして、十分な実務経験を有しており、取締役会に特に貢献できると考える項目に○をつけています。なお、これが各人のもつすべてのスキルを表すものではありません。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が新宿監査法人を候補者とした理由は、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、監査法人としての独立性、専門性及び品質管理体制、並びに監査報酬の水準などを総合的に勘案した結果、当社の監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次の通りであります。

(2023年4月1日現在)

名称	新宿監査法人	
主たる事業所所在地	東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル	
沿革	1952年 1974年 1997年	公認会計士田中嘉夫事務所として創業 同事務所監査部を発展的に解消し新宿監査法人設立 香港事務所開設
概要	出資金 構成人員 監査関与会社 (金商法-会社法)	29百万円 代表社員 4名 社員 6名 公認会計士 19名 公認会計士試験合格者 2名 その他 7名 合計 37名 12社

第5号議案 取締役の報酬額改定及び取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第111回定時株主総会において年額92百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき、現在に至っております。

今般、取締役の報酬額を年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）に増額することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。当社はコーポレート・ガバナンスのさらなる強化、持続的な発展、社会への貢献を目指しており、優秀な経営人材の育成や確保、経済情勢及び事業環境の変化に伴う取締役の責務の増大等を考慮し、諮問委員会での審議を経たうえで取締役会で決定しており、本議案は相当であるものと判断しております。

また、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をさらに高めるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を以下のとおり導入することといたしたく存じます。

本株主総会では、本制度を新たに導入し、本議案でご承認をお願いしている取締役の報酬額の内枠で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役の員数は4名となります。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限付株式の割り当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払込み、譲渡制限付株式の割り当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、当該金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び以下

(3) に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の1万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

(3) 譲渡制限付株式割当兼口座管理契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割り当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当兼口座管理契約は、以下の内容を含むものとします。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役は、割り当てを受けた日から当該対象取締役が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任するまでの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当兼口座管理契約により割り当てを受けた当社普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

② 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割り当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が定める期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記①に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記①の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記①の本譲渡制限期間が満了した時点において上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

④組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

⑤その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上への貢献意欲をさらに高めるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告15頁に記載のとおりであります。が、本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定し、株式報酬の内容、算定方法、支給時期等について規定することを予定しております。

また、本譲渡制限付株式の価値を割り当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は総会で承認された年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.38%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.8%）とその希薄化は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

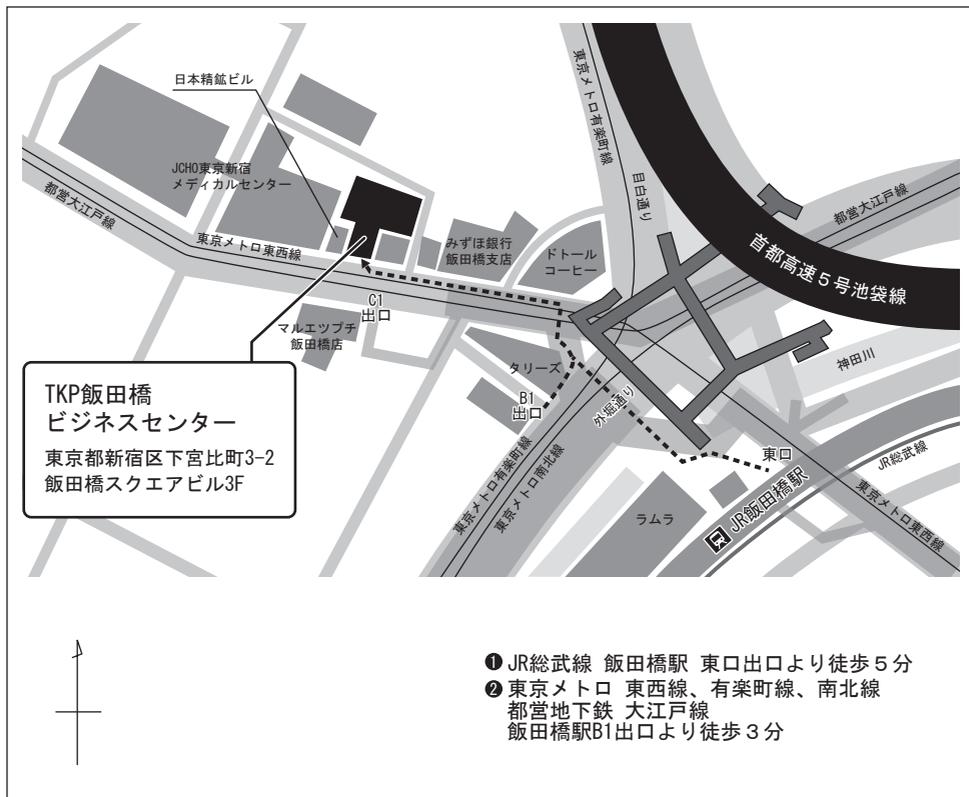
本株主総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社子会社の取締役（本社取締役との兼務取締役及び非常勤取締役を除きます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式を割当てする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

東京都新宿区下宮比町3-2

飯田橋スクエアビル3F



なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず開催場所を変更させていただく場合がございます。その場合は、当社ウェブサイトにご案内を掲載させていただきます。(アドレス <https://www.nihonseiko.co.jp>)

ご出席の際は予め当社ウェブサイトをご確認いただけますよう、お願い申し上げます。